

第52回定期総会 新理事長に渡部義弘氏を選出

埼玉
保険
医新聞

発行所
埼玉県保険医協会
〒330-0074
さいたま市浦和区北浦和
4-2-2 アンリツビル 5F
電話 048(824)7130
FAX 048(824)7547
発行人 渡部義弘
購読料 1部 150円
会員の購読料は会費に含まれています。

主な記事

- 2面 論壇「災害直後の通信手段の確保を」
- 3面 医科審査の一般的取扱い・歯科社保Q&A、生保資格喪失後受診不払い(統報)
- 4面 定期総会報告、他団体から寄せられたメッセージ
- 5面 新理事長、新副理事長、新理事挨拶
- 6面 保険証復活の取組、請願署名引き受け議員

新役員体制が発足

六月十五日、協会は浦和ワシントンホテルにおいて、第五二回定期総会を開催した。

本総会には理事会から八議案を提案。第六号議案「役員選出」では、理事会推薦の候補者を、賛成一九四七人、反対〇人の採決結果により一括で信任。新執行部として渡部義弘新理事長(春日部市)の選出をはじめ、副理事長に石津英喜氏と土田昌巳氏、理事(関連二面、四面、五面)

冒頭挨拶で、山崎利彦理事長は「医療DXと称して電子処方箋や電子カルテの利用を強制する動きも強められています。が、開業医にとっては対応に限界性をおぼえ、引退、廃業を選択していくケースも散見されています。」「情勢に対峙した活動へ全力を傾けていくためにも、協会の三つの方針である憲法に基づく公

平性・論理性・エビデンス、を運動の主軸に置き、会員の皆様方に協力と支援を呼びかけます」と述べた。

感ずるところです。

総会御礼

新理事長 渡部 義弘

第五二回定期総会が六月十五日に開催され、理事会からの提案議案を新執行部の選出をはじめ全



本総会には一九四七人の会員に出席、委任状出席をいただきました。委任状出席の皆様方、来場いただいた皆様方に御礼を申し上げます。協会が多数の会員の良識によって支えられていることを実感

成立確認と議長選任

司会の石津常任理事が、本人出席が二一人、委任状出席が一九二八人と紹介。会員数の二〇%を超える出席者があると報告し総会成立を確認した。

金子議長は、小林洋一会員(戸田市)を書記に指名し議事を執り行った。



山崎理事長



石津常任理事

議案の提案と採決

一号議案「二〇二四年度活動総括案」と二号議案「二〇二五年度活動方針案」は、山崎理事長がまとめて提案した。

三号議案「二〇二四年度の会計決算報告案」を渡部副理事長が提案し、続けて里村淳監事が監査報告を行った。

四号議案「二〇二五年度会計予算案」は土田常任理事が提案した。五号議案「期中の理事委嘱の報告」と五二回定期総会終了後から二〇二七年の定期総会終了までを任期とする役員候補者として第六号議案「理事会推薦役員候補者名簿」は山崎理事長が提案した。松本副理事長と屋間理事は今朝をもって退任するとの紹介があった。五号、七号、八号は拍手で承認した。



里村監事



土田常任理事



小林書記



金子議長



渡部理事長(左3人目)

トラブルはこれからが本番
マイナ保険証不具合対応
断つても問題なし

六月五日、協会は保連とともに厚労省より、マイナ保険証で患者の資格確認ができない場合に医療機関が求められる対応義務の存否の説明を受けた。協会からは渡部副理事長(当時)が出席した。

厚労省は患者に対してマイナ保険証利用を強く推奨するが、不具合で資格確認ができない場合でも「十割負担」とならないよう、医療機関側に様々な対応を求めている。しかし、厚労省の周知事項には医療機関が応える義務や根拠は乏しく、医療機関の厚意を利用しているものも多い。

●マイナ保険証で本人確認ができない時の医療機関対応

求められること		対応義務はあるか？
目視確認モード	「顔認証」や「暗証番号」で本人確認ができない場合に、医療機関が「目視確認モード」にて対応できると厚労省は周知中	医療機関の責務ではない
マイナ保険証の有効期限切れ	患者が持参したマイナ保険証の有効期限切れが迫っていたり、切れている場合に、カードリーダーにアラートが表示される。厚労省は期限の確認や更新を促すリーフレットを作成し、医療機関に周知するとしている	医療機関の責務ではない
カードリーダー操作	カードリーダーの操作で患者が困っていたら医療機関は支援しなければならないか？	医療機関の責務ではない
資格申立書	マイナ保険証で資格確認ができないときで、「資格情報のお知らせ」や「マイナポータルのコピー」を持参していない場合に「資格申立書」で対応することについて	「資格申立書」の使用は医療機関の責務でない

2025年6月5日 厚労省説明より埼玉県保険医協会作成



カードリーダーに「セルフ」と掲げ、操作支援をしない意向を伝える医療機関もある。

個別指導に弁護士が帯同できます